

山LP協第 7号
令和6年4月8日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会
会長 床 西 悟 (印略)

令和6年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、山口県総務部長から別添のとおり通知がありました。
重点指導事項は「法令遵守の徹底」「事故防止対策の徹底」及び「容器の転倒・流出防止対策の徹底」の3点となっています。

協会としては、今年度で4年目を迎える「LPガス安心サポート推進運動」にも取り込み、保安委員会を中心に協会全体で取り組んでまいります。

また、現在、全国LPガス協会が実施中の「安全機器普及状況等調査」において、昨年度から「容器流出防止地域への対応」が調査項目とされており、その進捗状況等を踏まえ、容器の転倒・流出防止対策の期限内実施に繋げていきたいと考えています。

貴事業所におかれては、引き続きこの保安指導方針に基づき、保安対策の徹底を図られるとともに、協会の取組にご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail: info@y-lpgas.jp

令 6 消 防 保 安 第 9 0 号

令 和 6 年 (2024年) 4 月 5 日

一般社団法人 山口県LPガス協会

会 長 床 西 悟 様

山 口 県 総 務 部 長

令和6年度山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について

液化石油ガス保安行政の推進については、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の標記保安指導方針を別添のとおり策定しましたので、貴協会員に対し周知徹底していただくようよろしくお願いいたします。

なお、貴協会各支部長には、4月16日（火）に開催される貴協会主催の理事会において説明することとしています。

消 防 保 安 課

産 業 保 安 班

担 当 : 有 田 、 岩 崎

TEL: 083-933-2374

FAX: 083-933-2408

令和6年度 山口県液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

令和6年4月
山口県総務部消防保安課

1 方針策定の背景

令和5年度の県の立入保安指導において、定期点検調査の一部未実施等、昨年度の保安指導方針として掲げていた法令遵守に対する重大な不備が確認され、引き続き法令遵守の徹底が求められる状況にある。

また、令和5年の県内におけるLPガス消費者事故の発生状況を見ると他工事業者に起因する漏えい事故が1件発生している。

近年の全国のLPガス事故の発生件数は、200件前後と依然高止まりの、予断を許さない状況にある。

令和3年4月には、2030年における死亡事故ゼロ（傷害事故25件未満）を目標（指標）にした国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」が公表され、自然災害対策として既存設備の容器の転倒・流出防止対策等の猶予期間が令和6年6月1日までとされた。

※平成26年以降のLPガス事故発生状況

年		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全 国	事故計	187	182	140	195	212	203	198	220	261	-
	死傷者数	77	62	52	50	47	32	30	21	24	-
山 口 県	事故計	4	3	1	1	6	4	0	7	2	2
	(他工事事故)	(2)	(1)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)	(5)	(0)	(1)
	負傷者数	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0

2 重点指導事項

昨年度の県の保安指導方針をベースとし、これまでの事故状況や国の方針等を踏まえ、次に掲げる3項目を重点指導事項とする。

- 1 法令遵守の徹底
- 2 事故防止対策の徹底
- 3 容器の転倒・流出防止対策の徹底

1 法令遵守の徹底

- LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して、法に定める保安業務の内容が確実に提供されるよう保安機関に確認を行い、定期点検・調査は期限内に確実に実施すること。
- 訪問時に不在が続く一般消費者等に対しては、書面等で保安業務の重要性を周知するとともに、時間帯を変え、継続的な訪問を行う等、保安業務の確実な実施に取り組むこと。

立入保安指導事項

◎保安業務の計画的、確実な実施

(定期点検・調査の計画を算定し、漏れなく確実に実施のこと)

2 事故防止対策の徹底

- LPガス事業者以外の者が行う建設工事等に伴い、ガス管を損傷するなどの事故を防止するため、LPガス販売事業者は法定の周知や点検・調査以上の頻度での一般消費者等との接点を増やし、LPガス事業者以外の者が行う建設工事等の前には確実に連絡を取り合える一般消費者等との信頼関係を構築するように努めること。
- 調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等については、メーカーの交換推奨期限を超えて使用した機器からの漏えい事故等が多く発生している。法定期限が設定されていない器具においても、期限管理を徹底するよう努めること。

立入保安指導事項

◎LPガス消費者事故の撲滅

(一般消費者等との信頼関係構築のための工夫した周知等の実施)

3 容器の転倒・流出防止対策の徹底

- 東日本大震災の教訓から、国が「LPガス災害対策マニュアル」を作成し、災害発生時における保安確保の取組について例示基準が改正された。具体的には、1m以上の浸水が想定される地域での容器二重掛け等の容器の固定などが必要である。既存設備の対策期限は令和6年6月1日までであるため、海岸や河川周辺の未対策設備への確実な対策実施が必要となる。
については、浸水想定区域に該当する設備は、例示基準の他「LPガス災害対策マニュアル」、「LPガス設備設置基準及び取扱要領」等で推奨される設置方法の徹底を図ること。

立入保安指導事項

◎浸水想定区域の設備改造等の確実な実施